

一般社団法人 神奈川県精神科病院協会入会金規程

一般社団法人 神奈川県精神科病院協会定款第6条の規程に基づく入会金を次のとおり定める。

(趣旨)

第1条 この会に、入会しようとするものであって理事会が入会を承認したものは、入会時において入会金を納めなければならない。

(入会金)

第2条 入会金は、正会員にあつては500,000円とし、賛助会員にあつては80,000円とする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。